

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まさば及びごまさば太平洋系群）（漁業管理課）	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還（8件）（漁港漁場課）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	3
公 告	
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（4件）（漁港漁場課）	3
○換地処分の届出（土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業）（都市計画課）	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	6

告 示

高知県告示第361号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和5年6月27日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 武田金草堂薬局 高岡郡四万十町北琴平町1番5 令5・6・1号

高知県告示第362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和5年6月27日

高知県知事 濱田 省司

まさば及びごまさば太平洋系群
 現行水準

高知県告示第363号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年6月27日

田ノ浦漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 F R P 船 1 隻（船名不明、船舶番号282-7638、船長4.16メートル、船幅1.40メートル）
 F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長4.21メートル、船幅1.56メートル）
 F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長4.50メートル、船幅1.43メートル）
 F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長4.24メートル、船幅1.44メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

宿毛市小筑紫町田ノ浦 田ノ浦漁港漁船修理場用地

令和5年5月16日午前9時

- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和5年5月16日午前10時

宿毛市小筑紫町田ノ浦 田ノ浦漁港漁船修理場用地

- 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所
 の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

- 漁港管理者の措置

田ノ浦漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第364号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年6月27日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 F R P 船 1 隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.60メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 土佐清水市戎町 清水漁港野積場用地（清水地区）
 令和5年5月16日午前9時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 令和5年5月16日午前10時
 土佐清水市戎町 清水漁港野積場用地（清水地区）
- 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所
 の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置

清水漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第365号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等につ

<p>いて権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。</p> <p>令和5年6月27日</p> <p style="text-align: center;">窪津漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.30メートル、船幅1.40メートル） F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.75メートル、船幅1.35メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 土佐清水市窪津 窪津漁港漁具保管修理施設用地 令和5年5月16日午前9時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和5年5月16日午前10時 土佐清水市窪津 窪津漁港漁具保管修理施設用地</p> <p>4 所有者等の行うべき措置 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 窪津漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。</p> <p>なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先 四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）</p> <p>高知県告示第366号 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。</p> <p>令和5年6月27日</p> <p style="text-align: center;">伊佐漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 F R P 船1隻（船名幸章丸、船舶番号不明、船長4.66メートル、船幅1.45メートル）</p>	<p>F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.71メートル、船幅1.46メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 土佐清水市伊佐 伊佐漁港漁具保管修理施設用地 令和5年5月16日午前9時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和5年5月16日午前10時 土佐清水市伊佐 伊佐漁港漁具保管修理施設用地</p> <p>4 所有者等の行うべき措置 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 伊佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。</p> <p>なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先 四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）</p> <p>高知県告示第367号 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。</p> <p>令和5年6月27日</p> <p style="text-align: center;">古満目漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.15メートル、船幅2.15メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 幡多郡大月町古満目 古満目漁港臨港道路 令和5年5月16日午前9時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和5年5月16日午前10時 幡多郡大月町古満目 古満目漁港臨港道路</p> <p>4 所有者等の行うべき措置</p>	<p>工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 古満目漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。</p> <p>なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先 四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）</p> <p>高知県告示第368号 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。</p> <p>令和5年6月27日</p> <p style="text-align: center;">柏島漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 F R P 船1隻（船名新栄、船舶番号不明、船長5.35メートル、船幅1.65メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 幡多郡大月町柏島 柏島漁港野積場用地 令和5年5月16日午前9時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和5年5月16日午前10時 幡多郡大月町柏島 柏島漁港野積場用地</p> <p>4 所有者等の行うべき措置 工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 柏島漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。</p> <p>なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先</p>
---	--	--

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第369号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年6月27日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名灘丸、船舶番号282-11721、船長4.20メートル、船幅1.45メートル）
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.90メートル、船幅1.90メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港2号船揚場（横浜地区）
令和5年5月16日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年5月16日午前10時
幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港2号船揚場（横浜地区）
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第370号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定に

より当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年11月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年6月27日

伊田漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.60メートル、船幅2.10メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
幡多郡黒潮町伊田伊田浦 伊田漁港漁船修理場用地
令和5年5月16日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
令和5年5月16日午前10時
幡多郡黒潮町伊田伊田浦 伊田漁港漁船修理場用地
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
伊田漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）

高知県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸郡安田町瀬切字 釜ヶ窪514番6から 安芸郡馬路村馬路字 峠山4284番1地先まで	前	5.4 }	211
	後	17.8 }	211

高知県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町黒瀬字 綱蔵1597番2から 高岡郡越知町片岡字 下磯6187番2まで	前	4.3 }	78
	後	4.8 }	78

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和5年6月27日

室戸岬漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
室戸市室戸岬町 室戸岬漁港加工場用地
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.33メートル）
- 2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に室戸岬漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

室戸岬漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年6月27日

清水漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 土佐清水市西町 清水漁港野積場用地(越地区)
FRP船1隻(船名すみれ丸、船舶番号K03-26345、船長9.10メートル、船幅2.30メートル)

(2) 土佐清水市西町 清水漁港-5.0メートル泊地(越地区)

FRP船1隻(船名福丸、船舶番号K03-24035、船長13.30メートル、船幅2.60メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に清水漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

清水漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年6月27日

野根漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.00メートル、船幅1.70メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に野根漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

野根漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

令和5年6月27日

加領郷漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

安芸郡奈半利町 加領郷漁港野積場用地
FRP船1隻(船名ヒロ(博)、船舶番号K03-13418、船長4.82メートル、船幅1.55メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に加領郷漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

加領郷漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により清水第三土地区画整理組合から土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年6月27日

高知県知事 濱田 省司

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「自転車運転者講習(第23条の2)」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等(第23条の2・第23条の3)」に改める。

第1条第1項第2号中「第38条第17項」を「第38条第18項」に改める。

第10条第3号中「原動機付自転車(以下)」を「一般原動機付自転車(以下この号において)」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 特定小型原動機付自転車運転者講習等

第23条の2第1項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に、「第38条の4の4」を「第38条の4の4第2項」に、「別記様式第26号」を「別記様式第27号」に改め、同条を第23条の3とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(次項において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書(規則第38条の4の4第1項の命令書をいう。)の交付を受けた後に、別記様式第26号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による申出をした者に対し特定小型原動機付自転車運転者講習を受けさせるときは、当該特定小型原動機付自転車運転者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

別記様式第15号の2中

「

原付車

」
を
「

原付

」

に改める。

別記様式第26号中「（第23条の2関係）」を「（第23条の3関係）」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第27号とし、別記様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第26号（第23条の2関係）

指定講習実施日時		
指定講習実施場所		
申 出 年 月 日		
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書 高知県公安委員会 様 <div style="text-align: right;"> 住所 氏名 生年月日 年 月 日（ 歳） </div>		
私は、次のとおり特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令を受けましたので、 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を受講します。		
命令の理由		
注意事項	高知県収入証紙貼り付け欄	
1 右の高知県収入証紙貼り付け欄又は別紙に、必ず所定の額の高知県収入証紙を貼り付けてください。 2 この申出書は、ペン又はボールペンで正確に記入してください。 3 この申出書に、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を添えて提出してください。 4 定められた時刻までに出席しないときは、特定小型原動機付自転車運転者講習を受けることができません。 5 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書に定められた期間内に必ず受講してください。 6 受講のために必要な持参品は、次のとおりです。 （1） 特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書 （2） 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書 （3） 身分を証明するもの （4） 筆記用具		

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年6月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

**高知県公安委員会規則第12号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）  
の一部を次のように改正する。

第63条第2項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」  
に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県人事委員会告示第5号**

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示  
第1号）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行  
する。

令和5年6月27日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の7級の知事部局の項中

「土木技術監」

を

「土木技術監

港湾振興監」

に改め、同表の8級の知事部局の項中「港湾振興監」を削る。